

平成18年度施政方針

◆ はじめに ◆

平成18年第1回市議会定例会にあたりまして、市政運営に関する私の基本的な考え方、並びに施策の概要を申し上げ、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、日本経済は、幾分景気回復の気配が見え始め、ようやく長い不況のトンネルを抜け出す兆しが出てきたと言われておりますが、今後、この足取りが確かなものとなり、国民経済全体に波及してくることを切に願うものであります。

一方、経済の回復基調とは裏腹に、国と地方の財政状況は、800兆円近くに上る膨大な債務に象徴されますように、この間、悪化の一途を辿り、財政再建が大きな課題となっております。

国におきましては、三位一体改革をはじめ医療制度改革や公務員の総人件費抑制など歳出削減を進めるとともに、国債の新規発行額の縮小を図るなど、財政再建に向けての取り組みが急がれております。

私たち地方自治体におきましても、「国から地方へ」「官から民へ」と時代が動くなか、これまで以上に、「政策の立案能力」「管理能力」が求められ、その果すべき役割と責任がますます重要となってまいりました。

限られた財源の中で、多様な行政課題に対応するために、必然的にあらゆる分野で、抜本的な改革が求められる時代の大きな転換期にあると考えています。

また、昨年実施されました国勢調査によりますと、日本の総人口は、戦後初めて減少に転じ、「人口減少社会」の到来が現実のものとなり、これは、少子高齢化の進展と併せて、医療や年金、介護などの社会保障制度はもとより、労働力不足や技術の伝承など産業、経済面も含め、社会全体に大きな影響を及ぼすものと思われまます。

本市におきましても、この1年間で、人口が約1,000人減少し、高齢化率も17.7%と前年に比べ、約1%増加しております。私たちは、人口減少・少子高齢化の進行という、この現実をしっかりと認識し、今後の諸施策を進めて行かなければならないと考えております。

私が市長に就任して、3年が経過しようとしております。この間、「改革と創造」をモットーに、行政の各分野において、市民参加、職員参加による幅広い意見を反映した、開かれた市政運営に取り組んでまいりました。

平成18年度は、次期総合計画への節目の年であり、今後の施策へと展開していく非常に重要な年と考えております。

予算編成にあたりましては、それらを見据えた事業展開が図れるよう留意するとともに、中学校給食や富田林駅前整備など、この間の取り組みが市民の皆さんの前に確かな形となって見えてまいりますよう、各事業の一層の推進に努めてまいります。

予算の規模といたしましては、

一般会計で	341億2700万円
特別会計で	296億4972万3千円
水道事業会計で	36億3910万5千円
全体では	674億1582万8千円であります。

これは、平成17年度当初予算に比べまして、

一般会計で	0.77%	減
特別会計で	0.31%	増
水道事業会計で	9.46%	増
全体では	0.21%	の増となっております。

予算の詳細につきましては、提案理由の中でご説明申し上げますが、主な施策の概要につきまして、順次、ご説明申し上げます。

◆ 1、 未来を拓く人材の育成

「子育て支援・教育・文化の振興」 ◆

◇ (1) 子育て支援について

少子化が一段と進行するなか、子育て支援の更なる充実強化を図

るため、「次世代育成支援行動計画」を年次的に推進し、すべての子どもの健やかな成長を図り、保護者が子育ての喜びを実感できる、まちづくりを目指してまいります。

梅の里保育園の開園にともない、市民ニーズに沿った「病後児保育」「休日保育」「一時保育」「子育て支援センター」等の事業を実施するとともに、今年度は、民間保育園2施設の統合整備に取り組みます。

また、保育料納付の利便性を図るため、コンビニエンスストアでも納付できる方法を実施します。

留守家庭児童会（学童クラブ）につきましては、引き続き運営の充実に努めるとともに、児童家庭相談事業につきましては、児童虐待問題をはじめ、児童に関する様々な問題についての相談や援助を行い、児童福祉の向上に努めてまいります。

また、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に集え、育児相談、講習などの支援を行う「つどいの広場」事業を引き続き実施いたします。

児童館につきましては、より多くの子どもたちの利用を促進し、遊びや活動を通じて、個々の能力が育成できるような各種事業を実施するとともに、親の子育て不安の解消や親子のコミュニケーションを図るための、子育て支援に関する事業を展開してまいります。

◇ (2) 学校教育について

高度情報化・国際化社会を迎え、未来を拓く全ての子どもたちに、確かな学力や豊かな心と、健やかな体の育成、いわゆる「生きる力」の育成を行うことが大切であることから、道徳教育の充実や教科指導法の研究、改善、教職員の研修などを通して「学校の教育力の向上」を目指します。

また、「国際的なコミュニケーション能力」の育成を図るため、外国人英語指導助手の配置をさらに拡充し、新たに英語指導補助員を配置して幼・小・中での一貫した英語教育の研究と実践を推進してまいります。そして、読解力や創造力の育成のため、学校図書館教員補助員を配置し、子どもの読書活動を推進してまいります。

更には、「開かれた学校園」づくりのために、学校園自己診断の実

施とともに、学校協議会を開催し、地域との連携を図りながら、各中学校区で展開されている「すこやかネット事業」との相乗効果をもたせ、学校の教育力の向上や充実を図ります。

子どもの安全確保につきましては、市立小学校への警備員配置と、防犯ブザーの貸与を継続し、各校の危機管理マニュアルや安全マップの再点検・校門などの施錠を徹底し、併せて地域や関係諸機関の協力を得て、安全確保を行うためのネットワークづくりを進めてまいります。

◇ (3) 少人数学級編制の推進について

児童一人ひとりに対して、きめ細かな対応を行うことができ、保護者の皆様から高い評価を得ております、小学校低学年での30人学級を引き続き実施してまいります。

また、今年度は、義務教育9年間のまとめとなる重要な時期である「中学校第3学年」において、学力と人格の向上を図るよう、少人数学級編制を試行実施し、教育効果を検証してまいります。

◇ (4) 学校給食について

小学校給食につきましては、子どもたちにとってより安全で安心な学校給食が実施できるよう、調理機器の更新や施設の改修を行い、調理場の衛生管理の徹底を図るとともに、季節感に富んだ料理など献立内容の充実や「地産・地消」に引き続き取り組むとともに、学校給食事業の運営につきましては、効果的・効率的な運営を図るため、民間委託の導入も含めた取り組みを進めてまいります。

中学校給食につきましては、成長期にある生徒の成育に欠くことのできない栄養面はもとより、食を通じて生活習慣などの指導を図る、いわゆる「食育」の観点からも、導入に向けた前向きな研究をしてきたところであります。今年度は具体的な施設環境や、システムの整備および関係方面との調整を進めながら、モデル校において給食を試行実施いたします。

◇ (5) 生涯学習について

市民の皆様が心豊かで活力のある生活と、いきいきと充実した人生をおくるための学習活動ができるよう、出前講座をはじめとした学習機会の提供、生涯学習情報誌や市のウェブサイトを活用した情報の提供を図ってまいります。

◇ (6) 社会教育について

①公民館について

多様化する市民の学習ニーズに応えるため、各種講座の充実を図り、学校や地域・NPOとの連携・協働を進めながら、クラブ・サークルの育成や、市民の自主的な学習活動の支援に努めてまいります。

また、中央公民館につきましては、老朽化に伴う施設改修工事を行います。

②図書館について

図書資料や視聴覚資料などの情報提供をインターネットなどで幅広く行い、図書館機能やサービスの充実に努めるとともに、子育て支援を行っている関係機関との連携や市民との協働により、ブック・スタート事業を始めとする乳幼児に対するサービスを推進します。

また、ボランティアの協力のもと、「朗読テープ」のデジタル化を図り、視覚障害者の方へのサービスの充実に取り組んでまいります。

③青少年の健全育成について

学校・家庭・地域・関係団体との連携を図りながら、指導者の育成、青少年団体への支援をはじめ、情報誌による情報提供を行い、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの青少年健全育成事業を推進してまいります。

また、子どもの放課後や休日における様々な活動を通じて、心豊かで、たくましい子どもの育成を図るための、「子どもの居場所づくり事業」を、地域ボランティアの協力を得ながら、全小学校で取り組んでまいります。

◇ (7) 教育施設の改善について

学校教育施設につきましては、児童や生徒の安全確保と快適で潤いのある施設を目指すとともに、災害発生時には、市民の緊急避難場所や防災の拠点施設としての環境整備に取り組み、耐震診断結果に基づく耐震補強設計や新堂小学校、金剛中学校の耐震補強工事を行ってまいります。

また、大伴小学校、錦郡小学校、第三中学校において、トイレのバリアフリー化を含めた改修工事等を行うとともに、小学校の机・椅子や学校図書等の施設備品の充実を図ります。

さらに、社会教育施設では、一人でも多くの市民の皆様が、スポーツに親しみ利用していただけるよう、市民総合体育館をはじめ各種スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、石川河川敷にサッカー競技もできるグラウンド整備をしてまいります。

総合スポーツ公園につきましては、利用者のニーズに沿った指定管理者制度による管理運営に努めてまいります。

◇ (8) 文化の振興について

文化振興のより一層の充実を図るため、音楽・演劇・美術など幅広いジャンルの事業を実施するとともに、市民文化祭活動による文化団体の育成を通して、魅力ある市民文化の創造に努めてまいります。

◇ (9) スポーツの振興について

子どもから高齢者までの多様なニーズに応えられるよう、生涯スポーツとしての事業を推進し、市民がスポーツに親しめるよう努め

てまいります。

また、スポーツ関係団体との交流と連携を密にし、指導者の育成・派遣を行うとともに、市民スポーツフェスティバルをはじめ、地域スポーツに対する意識の高揚と地域組織の充実を図り、地域コミュニティの推進に努めてまいります。

◆ 2、健康、安心、支えあい

「健康・福祉の充実、平和・人権」 ◆

◇ (1) 福祉施策について

① 高齢者福祉について

地域密着型サービスの一層の充実を図るため、すべての中学校区で「街かどデイハウス」の設置に向け取り組んでまいります。

また、「ケアセンター」につきましては、本市の老人保健・福祉サービス及び世代間交流施設の中心施設として、関係機関との連携を密にしながら高齢者の自立促進と保健福祉の推進を図ってまいります。

そして、「コミュニティセンター」におきましては、世代間交流の場としての活用を図るとともに、「総合福祉会館」につきましても、高齢者や障害者等の福祉向上のため、より一層のサービスの充実に努めてまいります。

さらに、「シルバー人材センター」におきましては、高齢者の豊かな経験と能力を生かし、就業支援を進めていくために、引き続き助成を行ってまいります。

② 障害者（児）福祉について

「障害者自立支援法」に基づき、新たな「福祉サービス」の仕組みが順次施行されることにともない、サービス利用者への制度の周知と、体制の整備を行い、障害者の自立を支援してまいります。

市立心身障害児（者）簡易通所施設につきましては、重度障害児（者）の地域生活の場として、より充実に向けて民間活力の導入を図ってまいります。また、次期「富田林市障害者新長期計画」の策定に取り組んでまいります。

③母子・父子福祉について

母子・父子家庭の早期自立を促進するための支援として、就労相談や情報提供などの充実努めるとともに、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子・父子家庭高等技能訓練促進費補助金」「母子・父子家庭常用雇用転換奨励金」事業を引き続き実施し、さまざまな角度から総合的な支援を行ってまいります。

④社会福祉について

生活保護と生活つなぎ資金の適正な運営に努めるとともに、「ホームレス自立支援推進協議会」の巡回相談、指導事業を引き続き実施し、ホームレスの自立に向けての支援を行ってまいります。

⑤地域福祉について

市民の皆様の自らの参加を基本とし、地域住民の福祉向上を目指し、幅広い分野の関係者の参加に支えられる「社会福祉協議会」と緊密な連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

また、共に生き、共に支えあい、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会をつくり上げる指針として、「地域福祉計画」を策定いたします。

◇ (2) 保険事業について

①国民健康保険事業について

国民健康保険財政の基盤強化を図るため、昨年度、全国に先駆け

て取り組みました「インターネット公売システム」を一層活用し、保険料の収納率向上に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、新たにコンピューターによる「滞納整理システム」を導入し、滞納整理事務の効率化を図ってまいります。

また、保健事業の充実を図るため、被保険者の健康管理の推進と医療費抑制に繋がる、「人間ドック助成事業」並びに「脳ドック助成事業」を引き続き実施するとともに、医療を受けたすべての被保険者に「医療費のお知らせ」を送付し、日頃の健康管理と医療費に対する意識の高揚を図ってまいります。

出産育児一時金の委任払い制度並びに出産費資金貸付制度を引き続き実施いたします。

②介護保険事業について

介護保険制度の見直しを踏まえ、基本理念である「すこやかにいきいきと安心して暮らせるまち」の実現のために、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が続けられるよう、多様なケースにワンストップで対応できる総合相談窓口として、「地域包括支援センター」を設置し、共に支えあう、地域に密着した計画的な基盤整備を行ってまいります。

◇ (3) 健康事業について

「健康とんだばやし21」に基づいた、健康の増進と生活習慣病などの発病予防を図るため、各種健診事業や健康教室、健康相談等を実施するとともに、健康づくりの拠点となる保健センターの改修整備を行います。

また、各学校における集団接種を、小学校4年生の第2期日本脳炎及び小学校6年生の第2期ジフテリア・破傷風混合予防接種を個別接種に移行し、予防接種事業の充実を図ってまいります。

◇ (4) 医療について

①福祉医療について

乳幼児、ひとり親家庭、障害者、老人医療費の一部助成を引き続き実施することで、経済的負担の軽減を図るとともに、制度の適切な運営に努めてまいります。

②地域医療について

富田林病院につきましては、乳がん検診のためのマンモグラフィ装置の増設による検査機能の充実や、設備の整備を実施いたします。

また、新堂診療所につきましては、地域医療充実のため引き続き支援を行ってまいります。

③命を守る24時間救命救急体制について

突然に心臓が止まった傷病者の救命率を高めるため、AED（自動体外式除細動器）を、多くの市民が利用される公共施設に設置するとともに、市民並びに職員を対象とした応急手当普及啓発活動や普通救命講習会を開催いたします。

また、救急業務高度化推進のため救急救命士の養成を図ってまいります。

小児救急医療につきましては、大阪狭山市を含め、3市2町1村の新たな広域体制のもとに、より一層の充実を図ってまいります。

さらに、二次救急医療病院への助成を引き続き実施し、関係機関とともに、救命救急体制の整備に努めてまいります。

◇ (5) 危機管理について

①防犯対策について

頻発する「ひったくり」「侵入盗」等の犯罪や、子どもたちを狙った犯罪を防止するため、警察・防犯委員会・防犯協議会・安全な

まちづくり推進協議会等の関係団体の活動を支援し、連携を密にしていまいります。

また、防犯教室の開催や街頭キャンペーンをはじめ、腕章などの防犯グッズの貸し出しを行い、市民への犯罪防止の啓発と防犯意識の高揚に努めます。

さらに、携帯電話を利用して不審者情報を提供する「こどもあんぜんメール」の配信を継続して実施するとともに、青色回転灯を備えた公用車2台を購入し、市内の安全パトロールに活用してまいります。

犯罪や事故のない明るい地域社会づくりのために、防犯灯の設置費や維持管理費に対する一部補助を引き続き実施し、市民の皆さんが安全で安心して暮らせる環境整備に努めてまいります。

②防災対策について

災害に強いまちづくりを実現するため、震災対策として昭和56年以前に建築された住宅や、大規模建築物の耐震診断にかかる費用の一部を引き続き助成してまいります。

地震や風水害などの災害情報の提供を速やかに行うため、同報系防災行政無線の整備を進めるとともに、災害時の情報を一元管理し、効果的な情報提供ができるように、大阪府や府下市町村と共同で防災情報強化充実に取り組みます。

また、「洪水ハザードマップ」の外国語版の作成や、安否確認体制の研究など、災害時要援護者対策に取り組んでまいります。

非常食や資機材、生活必需品の備蓄につきましては、防災倉庫を新たに設置し、継続して必要量の確保に努めます。

同時に、大規模な災害に備え、遠方都市と災害時相互応援協定などの締結を検討してまいります。

消防資機材につきましては、ますます増大する消防・救急活動需要に対応するため、はしご付消防ポンプ自動車と高規格救急車、消防団ポンプ自動車の更新整備を行うとともに、地域防災力の向上を図るため自主防災組織の設置育成を進めてまいります。

また、一般家庭の住宅用火災警報器の設置を積極的に啓発し、市民の防火意識の高揚を図り火災予防に努めるとともに、テロや武力攻撃事態における住民の避難対策について、富田林市国民保護協議会を設置し、「(仮称)富田林市国民保護計画」を策定いたします。

◇ (6) 平和・人権について

① 平和について

「非核平和都市宣言」の理念に基づき、平和に対する市民意識の高揚を図り、引き続き「平和を考える戦争展」や市民代表を広島の平和記念式典に派遣する「親子平和の旅」などを通して、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えてまいります。

② 人権について

すべての市民が思いやりをもってお互いの人権を尊重し、同和問題をはじめ様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、「人権フェア」の開催や「人権相談」、広報誌やリーフレットによる啓発等、人権施策を総合的に推進し、「人権尊重のまちづくり」に向けた取り組みを進めてまいります。

また、人権問題に関する市民意識調査を実施し、効果的な施策の推進に努めてまいります。

人権文化センターにつきましては、自立支援のための相談事業をはじめ、各種講座事業を実施し市民交流の促進を図りながら、人権尊重のコミュニティづくり施設として、地域福祉の向上に努めてまいります。

③ 国際交流について

「とんだばやし国際交流協会」と連携を図り、多言語版市業務案内の要約版の作成等を行ってまいります。

姉妹都市アメリカ合衆国ベスレヘム市等との交流事業につきましても広く市民に周知し、引き続き推進してまいります。

また、ますます進展する地域の国際化に対応する施策の基礎資料として、市内在住外国人実態調査を実施するとともに、国際化に対応する職員を育成するための職員研修を行ってまいります。

◇ (7) 男女共同参画社会について

男女共同参画社会の実現を目指し、次期「(仮称)男女共同参画計画」を策定するとともに、リーフレット「びびっど」の発行や「男女共同参画フォーラム」の企画運営を市民参画で進めてまいります。

また、人材養成のため「リーダー養成講座」を継続するとともに、修了者による講座などの新たな企画も実施いたします。

そして、「女性の悩み相談」や「女性のための電話相談」を定期的に行うとともに、DV被害者に対しましては「DV対策連絡会議」において、研修や情報交換を図りながら連携した支援を行ってまいります。

女性交流室では、グループの自主活動を支援するとともに、「ウィズネット」と協働して研修会を実施し、自主事業・相談事業等の充実を図ってまいります。

◆ 3、まちと環境の再生

「都市基盤・生活環境の整備」 ◆

◇ (1) 自然環境の保全及び文化財・歴史遺産の保存について

市域に残された貴重な歴史的遺産や、嶽山周辺の里山の保全と活用を、ボランティア団体などの協力を得ながら、市民ぐるみで推進いたします。

また、水辺の観察などの環境学習を通じて、良好な環境を守るための市民意識の高揚に努め、みどり豊かで潤いのある美しいまちづくりに取り組んでまいります。

「富田林寺内町」につきましては、歴史的町並みの保存・活用のための啓発や、家屋の修理修景に努めるとともに、引き続き道路や街路灯などの整備を行ってまいります。

また、国指定史跡の「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」の整備につきましては、引き続き調査を行い、整備計画の基礎資料の収集に努めるとともに、文化財全般にわたる郷土資料の保存、整備、活用を図ってまいります。

◇ (2) 公園・緑地について

子どもたちの健全な遊び場として、また高齢者の健康維持を図るとともに、人々のレクリエーションの場として利用していただけるよう、公園の新設や施設の整備に努めてまいります。

また、地域住民と連携を図りながら、公園愛護の取り組みや、樹木の保全・管理に努めます。

さらに、人と自然が共生するみどり豊かな個性的なまちとして発展するために、「緑の基本計画」を策定してまいります。

◇ (3) 都市基盤の整備について

① 道路整備について

・ 都市計画道路等の整備については

甲田桜井線につきましては、中小企業団地から府道美原太子線の区間の早期完成を目指し、引き続き用地買収に取り組んでまいります。

また、国道309号の富田林市域全区間4車線化、府道美原太子線の国道170号（大阪外環状線）までの延伸、府道富田林五条線の金剛大橋までの拡幅整備及び狭山河南線の早期整備促進につきましては、今後とも国及び大阪府に要望してまいります。

・ 生活道路の整備については

市道竜泉1号線拡幅事業につきましては、地域連携強化支援事業として、引き続き河内長野市と連携し、拡幅工事及び用地買収に取り組んでまいります。

また、障害者、高齢者、歩行者等が安全かつ快適に通行できるよう、金剛東2号線、金剛東5号線他を歩道の段差改修や点字ブロッ

クを設置し、金剛8号線につきましては、川西半田線から大阪外環状線への歩行者の安全確保のため、用地買収及び歩道築造工事を行い、人にやさしい交通環境の形成に努めてまいります。

②下水道整備について

公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、引き続き、公共下水道及び合併処理浄化槽の効率的な施設整備を進め、処理区域の拡大と普及促進に努めてまいります。

また、「富田林市浄化槽整備推進事業」につきましては、府域で初めての市町村設置型浄化槽事業であり、また近畿府県で初めての浄化槽PFI事業となることから、他の市町村のモデルとなるよう取り組んでまいります。

さらに、市街化調整区域の生活排水処理対策を、総合的かつ計画的に推進するため、浄化槽整備推進事業区域を除く地域を、公共下水道整備区域への編入に向け、新たに調査を実施いたします。

浸水対策につきましては、一般下排水路の改修・浚渫及び樋門の適切な管理に努めてまいります。

③上水道について

市民生活や経済活動に欠くことのできないライフラインとして、安全で安定した給水サービスや良質な水道水の供給に努めるとともに、事業運営の健全化・効率化及び経費の節減を推進し、経営基盤の強化により一層取り組んでまいります。

また、石綿セメント管の敷設替えや、老朽施設の更新事業などの充実と施設の耐震診断、耐震補強工事を進めるとともに、自己水源確保のため、2号深井戸の掘り替え工事を実施いたします。

④市営住宅の整備について

良好な公的住宅の安定供給を図るため、市のウェブサイトで本市の住宅情報を提供してまいります。

また、若松団地第2住宅の建て替え実施設計に着手するとともに、既存住宅の住環境の整備に努めてまいります。

⑤市街地整備について

都市づくりの将来ビジョンを明確にし、地域の整備課題に応じた整備方針を総合的に定めるための「新都市計画マスタープラン」の策定に引き続き取り組んでまいります。

近鉄富田林駅、富田林西口駅の旅客施設、駅前広場、周辺の道路等につきましては、高齢者や身体障害者など、誰もが安全に移動できるバリアフリー化の方針や、実施事業について、引き続き「交通バリアフリー基本構想」の策定に取り組んでまいります。

⑥富田林駅前整備と近鉄の連続立体化について

富田林駅前整備につきましては、都市再生整備計画に基づき「まちづくり交付金」を活用した総合的な整備を図ってまいります。今年度は、駅前広場の実施設計及び寺内町へのアクセス道路の舗装工事などに取り組んでまいります。

また、地元住民と連携したまちづくり活動推進事業として、「市民協働プログラム」の策定に着手いたします。

近鉄の連続立体化につきましては、「近鉄長野線連続立体交差にかかるまちづくり調査」結果をもとに、関係機関とも協議を行い研究してまいります。

⑦交通安全対策について

交通事故をなくすため、関係機関と協力し、交通安全意識や交通マナーの高揚を図り、交通事故をおこさない、おこさせない街づくりを進めてまいります。

交通事故防止とスムーズな交通・道路確保を図るため、カーブミラーや、安全柵、路面表示等の道路環境整備や道路点検パトロールの実施により、安心・安全な「みち」づくりに努めてまいります。

また、駅周辺の違法放置自転車をなくし、快適で円滑な道路空間の確保のため、自転車等放置禁止区域における広報啓発活動や指導、撤去に努めてまいります。

喜志駅地下自転車駐車場につきましては、指定管理者制度の導入により、運営経費の節減と市民サービスの向上を図ってまいります。

府道甘南備川向線の歩道設置につきましては、引き続き大阪府と連携し、用地買収に取り組んでまいります。

◇ (4) 環境の整備について

①生活環境保全対策について

・ ごみ処理については

ごみ処理事業を取り巻く環境が大きく変化しているなか、各種リサイクル化に向けて取り組むとともに、一人でごみを持ち出すことが困難な高齢者、障害者、介護を必要とする方々を対象に、ふれあい収集を引き続き実施いたします。

また、南河内清掃施設組合第1清掃工場につきましては、更なる公害防止と適正な維持管理のため、基幹的設備整備工事を実施いたします。

・ し尿処理については

し尿処理施設である富美山環境事業組合につきましては、引き続き環境負荷の少ない施設づくりに努めます。

・ 生活環境の美化については

快適な生活環境を実現し、清潔なまちづくり運動や環境美化活動を市民ぐるみで推し進めるため、「まちを美しくする市民運動推進会議」の環境美化運動や「石川を美しくする市民運動協議会」の石川大清掃などにより、美しいまちづくり活動を推進してまいります。

また、市道及び国・府道沿線の景観美観を損ない、交通の支障となっている違法看板を、町会・自治会や富田林市簡易広告物除却活動員・南河内地域違法屋外広告物等対策協議会との連携を図りなが

ら、積極的に撤去指導や強制撤去を行い、まちの景観保全に努めてまいります。

- ・ **公害対策については**

循環型社会形成推進のため廃棄物の抑制、資源の再使用、リサイクル及び適正処分の指導、啓発に引き続き取り組んでまいります。

また、市内主要4河川の水質検査の実施、市内幹線道路の騒音調査を行い、結果を公表するとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の公害防止のため、関係機関と連携を図りながら、引き続き事業所などへの立ち入り調査、指導監視に取り組みます。

- ・ **アスベスト対策については**

アスベストによる健康被害が社会問題化しているなか、市民の不安を解消するための取り組みを一層進めることが必要であります。

今年度は、すばるホール・市庁舎（北館）の機械室、富田林病院の空調機械室や受電室など、吹付け材が露出している施設を優先して除去工事を行ってまいります。その他の施設につきましては、定期的に空気中の石綿濃度調査を行い、安全管理に万全を期してまいります。

②地球温暖化対策について

地球温暖化防止の調査研究の成果を有効に活用し、新しく策定した「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民・事業者・行政が一層連携しながら温室効果ガスの排出抑制に取り組んでまいります。

また、環境にやさしいまちづくりや、省エネタウンの実現を推進するため、「住宅用太陽光発電システム設置事業補助制度」を創設してまいります。

③地域環境の整備について

- ・交通体系については

市域における交通体系のあり方につきましては、その他の公共交通との連携も視野に入れながら、引き続き費用対効果も含め、検討を行ってまいります。

- ・コミュニティ施設の整備等については

地域住民のふれあいの場として、幅広く利用されている地区集会所の整備については、地区集会所整備補助金の活用を図りながら、引き続き積極的に促進してまいります。

④墓地、斎場について

斎場並びに霊園につきましては、今後ともより適正な管理運営に取り組んでまいります。

また、簡素で厳粛な葬儀を行える市営葬儀を普及するため、啓発に努めてまいります。

◆ 4、 地域経済の活性化

「産業・経済の振興」 ◆

◇ (1) 既存産業の活性化・高度化にむけて

①農業振興について

農地のもつ多面的機能の重要性を生かし、環境にやさしい農業の推進を図るとともに、市民農園の開設を進めながら、農地の有効利用と耕作放棄地の解消に努めてまいります。

また、新鮮で安全な地元農産物の提供を図るため、啓発指導や、大型量販店への直接販売、学校給食への利用拡大、地産地消事業を推進するとともに、価格安定対策事業や農産物加工品の開発研究の

活動を引き続き支援してまいります。

さらに、学校教育との連携を図り、小学生を対象に農業体験学習を実施するとともに、生産者と都市住民が交流できる「農業祭」を開催し、農業の果たす役割の重要性や本市農業のPRを広く行ってまいります。

東条地区土地改良区内の農地・道路・水路等の資源を確保するため、地域協議会を設立し、保全活動を支援してまいります。

農業公園サバーファームにつきましては、指定管理者制度を導入し、運営経費の節減と、市民サービスの向上を図るとともに、より一層魅力ある農業公園となるよう「農事組合法人富田林市南地区協同組合」と連携を密にして取り組んでまいります。

地元管理団体が行う農道・水路及びため池の改修事業に対し、引き続き補助を行うとともに、農業用施設の充実を図ってまいります。

②商・工業の振興について

ライフスタイルの多様化に伴う小売業の低迷など、商店街や中心市街地を巡る環境が厳しさを増すなか、商業活性化総合支援策として、地域住民・商店会・学生等が協働で取り組む協議会の設立を促進するとともに、空き店舗等活用促進事業、にぎわい振興事業や施設整備に対する支援を行ってまいります。

また、富田林商工会に対する運営補助をはじめ、地域産業の振興及び国際親善推進のための「外国人研修生受入れ事業」、円滑な事業継承や創業を目的とした「事業継承者育成塾」、ITの導入から運用までをトータルに支援する「経営革新研究塾」等の各事業に対し補助を行うとともに、商業及び製造業の活性化の一助とするため、各種研修及び講習会の開催に関する情報提供や、市融資制度における保証料及び利子の一部補給を引き続き実施いたします。

さらに、地球環境に配慮した経営の効率化や企業の信頼性の向上に資する、国際規格「ISO」認証取得について、支援してまいります。

③観光振興について

市内の名所・旧跡等観光地を紹介した観光案内板を、年次的に更新いたします。今年度は滝谷不動駅前案内板を立て替えるとともに、観光案内やイベントなどの情報提供の場である観光案内所の運営補助を実施してまいります。

また、近隣市町村で組織する「華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会」と連携を密にし、南河内の優れた観光資源の幅広いPRと、観光客の誘致に努めます。

さらに、「市民ふれあいまつり」や「滝谷公園さくらまつり」に対する支援を行い、「もみじまつり」を観光協会と共催で実施いたします。

◇ (2) 勤労者対策について

社会保険労務士による「労働相談」及び、「障害者就業・生活相談」の実施や、中小・零細企業で働く者の福祉の増進を図るため、勤労者共済会と連携し、事業の充実に努めます。

また、ハローワークやJOBカフェOSAKA（若年者就労支援センター）などとの連携のもと、インターネットによる最新の求人情報の提供に努めるとともに、ニートなど労働意欲の希薄な若者を対象とした支援を実施してまいります。

さらに、働く意欲や希望がありながら、雇用や就労を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者を対象とした就労の支援を行うとともに、就労に繋がる資格取得のための講習会などを開催してまいります。

◇ (3) 消費生活対策について

複雑・多様化する個人消費生活のトラブルの解消や、ますます巧妙化する悪質商法などから消費者を保護するため、専門相談員による「消費者相談」を実施するとともに、被害の未然防止に向けて、広報誌や市のウェブサイトなどを通じての啓発に努めてまいります。

5、 行政システムの刷新

「行財政の運営・情報公開」 ◆

◇ (1) 行政改革の積極的な推進について

①行財政の健全化について

財政運営につきましては、歳入の根幹をなす市税収入は長期にわたる景気の低迷と、恒久的減税などの影響により、平成9年度をピークに年々減少しており、平成9年度と、平成16年度決算を比較すると、28億円、率にして、17%もの減少となっております。

一方、防災・防犯対策の経費、子育て支援等の扶助費が増大しております。平成18年度の税収は、税制改正により若干の増加を見込んでおりますが、今後大幅な増加は期待できない状況にあり、地方交付税の本格的な見直しと合わせ、財政状況は依然として大変厳しいものとなっております。

こうしたことから、税の公平負担の原則に基づき、課税客体の把握や搜索、差押え、インターネット公売等、徴収技法の更なる向上に努めるとともに、「滞納整理システム」を導入し、滞納整理の効率化を図るなど、財源確保に努めてまいります。

また、入札及び契約の透明性を高めるため、「(仮称)入札適正化委員会」を創設してまいります。

さらに、後年度に財政負担を増加させないよう、「行財政改革推進委員会」の答申や「行財政改革特別委員会」のご意見を踏まえながら、「集中改革プラン」を着実に推進し、財政の健全化と多様化する行政需要への的確な対応を行ってまいります。

職員の適正な配置や相互応援制度の活用、事務執行の効率化、民間活力の導入等、様々な創意工夫により、「定員管理計画」の削減目標の達成に取り組み、人件費の抑制に努めるとともに、少子高齢化対策や富田林駅前整備については推進体制の充実を図ってまいります。

また、この間「大阪をたがやそう特区」や、「学びのまち富田林特

区」など構造改革特別区域法の認定を受け、本市独自で行政改革の取り組みを進めておりますが、今後とも地方分権の視点に立って、他の分野においても調査、研究を行ってまいります。

②窓口サービスについて

市民に親しまれる市民総合窓口を目指し、フロアマネジャーによる手続きの案内や、誘導、各種証明書の迅速な発行等に努めるとともに、引き続き、日曜窓口による各種証明書の発行を実施し、市民サービスの向上に努めてまいります。

金剛連絡所につきましては、来所される市民、特に高齢者や障害者が、明るく、利用しやすい施設を目指し、より一層総合窓口業務の充実に努めます。また、そのための機能と役割の向上を図るため、抜本的な整備方法などについて調査・研究を行ってまいります。

さらに、住民票異動に伴う学校転出入や就学・就園事務について、速やかに、かつ正確に行えるような学齢簿システムを導入し、市民サービスのより一層の向上と事務処理の効率化を図ってまいります。

市民相談につきましては、市民の財産の保護、権利の擁護等を図るため、引き続き無料法律相談をはじめ、各種専門相談を実施いたします。

③電子自治体について

市役所内部の貴重な GIS（地図情報）を、ウェブサイト上に積極的に情報公開し、地域の活性化を目指してまいります。また、効率的な地図作成業務と個人情報保護にも配慮した庁内の地図情報共有システムの検討を進めるとともに、個人情報の保護や情報セキュリティポリシーの遵守を目的とした研修を実施いたします。

また、総合行政ネットワークにおける行政文書などの電子化について、検討を進めるとともに、国の IT 施策による電子申請などの環境基盤整備についても研究を進めてまいります。

◇ (2) 職員のさらなる意識改革について

地方分権が一層進む中、自主性・自立性を高め、魅力あるまちづくりの構築が大きな行政課題となることから、職員一人ひとりの意識改革と資質向上を図ることが、これまで以上に重要となっています。

昨年度に策定しました「人材育成基本方針」に基づき、職員のサービス意識・コスト意識の向上、既存の枠組みに囚われないチャレンジ精神の育成に向け、ジョブローテーション（計画的職務異動）や昇格試験制度の実施、効果的な職員研修の実施に取り組んでまいります。

◇ (3) 開かれたまちづくりの推進について

① 情報公開度日本一について

・ 市長の情報については

行動記録や交際費の執行状況、資産の報告等につきましては、今後も市のウェブサイトや市役所情報コーナーにおいて、積極的に公開してまいります。

・ 行政情報については

「情報公開条例」及び「会議の公開に関する指針」にもとづき、市民に開かれた市政を推進するため、行政や外郭団体の透明性を図りつつ、市民と行政が一体となった市政運営を推進してまいります。

また、市民の市政参画の手法として、パブリックコメント（意見公募手続き）の制度化を検討してまいります。

「広報とんだばやし」の編集につきましては、引き続き、読みやすく、わかりやすい、魅力ある誌面づくりに努めます。

また、より親しみやすく、より利用しやすいようウェブサイトを充実するとともに、バナー広告掲載を募集し、経費節減に努めてまいります。

携帯電話による行政情報の発信につきましては、いつでも、どこでも利用できるシステムとして、引き続き、「広報」などの市政情報

の提供と「こどもあんぜんメール」など「重要なお知らせ」の配信を行ってまいります。

②市長との対話について

市民の皆様から市政に対するご意見やご提案を直接お聞きする機会として、市長室開放事業「市長とお茶でも」を引き続き開催いたします。

③FM放送について

FM放送につきましては、引き続き広域的な視点や費用対効果の観点で研究を行うとともに、インターネットの音声によるウェブ放送など、様々な情報提供の手法について研究を行います。

◇ (4) 市民の皆さんとの協働について 民間活力の導入及びボランティア

・NPOとの協働については

従来管理委託しておりました総合スポーツ公園など11の公の施設並びに、今年4月にオープンする「じないまち交流館」については、指定管理者制度への移行により、市民サービスの向上と経費の削減に努めてまいります。

「市民公益活動推進懇談会」の提言を尊重し、市民との協働を進めていくため市の方向性を明確にしながら、「(仮称)市民公益活動推進市民会議」を設置し、市民とともに市民公益活動推進に努めてまいります。

また、「市民公益活動支援センター」を拠点に、市民公益活動・ボランティア活動等に対する理解の促進を図り、団体間の交流や、活動促進の相談事業等の充実に努めてまいります。

さらに、市民と協働して施策を進めるための職員研修を実施いたします。

◆ 6、 総合計画について ◆

「次期総合計画」につきましては、人口の減少や少子高齢化社会など様々な課題への対応とともに、豊かで暮らしやすい魅力ある富田林市を創造するための指針となるよう、引き続き総合計画審議会において議論を行い、その答申を踏まえ策定してまいります。

以上、平成18年度の市政運営における、私の基本的な考えと、諸施策の概要について申し上げます。

これからも、常に前向きに、将来をしっかりと見据え、市民福祉の一層の向上と富田林市の更なる発展に向け、全力で市政運営に邁進してまいりますので、引き続き議員の皆様方をはじめ市民の皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。